

長野市 環境マネジメントシステム

Nagano City Environmental Management System

マニュアル

目 次

I	長野市環境方針	2
II	長野市環境マネジメントシステムについて	3
	1 目的	3
	2 NEMSとは	3
	3 適用範囲	3
	4 推進体制	4
III	実施内容等	6
	1 マネジメントレビュー	6
	2 環境法令等一覧表の作成	7
	3 指標・目標値の設定	8
	4 指標・目標値の達成、監視項目の進捗状況報告及びエネルギー使用量の報告	9
	5 環境監査	10
	6 不適合の是正	10
	7 環境研修	11
	8 緊急事態への対応	11
	9 NEMSに関する情報の取扱	12
IV	マニュアル等	12
	1 マニュアルの制定等	12
	2 文書管理	12
V	これまでの経過等	13
VI	改訂履歴	14

平成31年4月1日

長野市

I 長野市環境方針

(1) 趣旨

環境方針は、環境に対する組織の「方向性」「考え方」「姿勢」「原則」等を示すものです。

(2) 長野市環境方針

平成 29 年 4 月 1 日

長野市環境方針

長野市は、世界と未来に誇りうる環境調和都市の実現をめざしています。

大きな恵みを与えてくれる自然を将来の世代に引き継ぐとともに、持続可能な社会をつくりあげていくことが私たちの責務と認識し、市民・事業者とのパートナーシップのもと環境に配慮した事務事業に取り組みます。

1 第二次長野市環境基本計画後期計画に基づき、次の項目について重点的に取り組みます。

- (1) 循環型社会の実現
- (2) 良好な生活環境の保全
- (3) 豊かな自然環境の保全
- (4) 豊かで快適な環境の創造
- (5) 低炭素社会の実現
- (6) 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進

2 環境法令等を順守します。

3 定期的に内部監査及び見直しを実施し、システムの継続的改善を進めます。

(3) 手順等

- ① 環境方針は、組織を取り巻く情勢等を考慮し、市長が決定又は見直しを行います。
- ② 決定又は見直しされた環境方針は、本マニュアルのほか、市ホームページ及び長野市行政情報系ネットワーク(全庁ネットワーク)システムへの掲載等により、公開します。

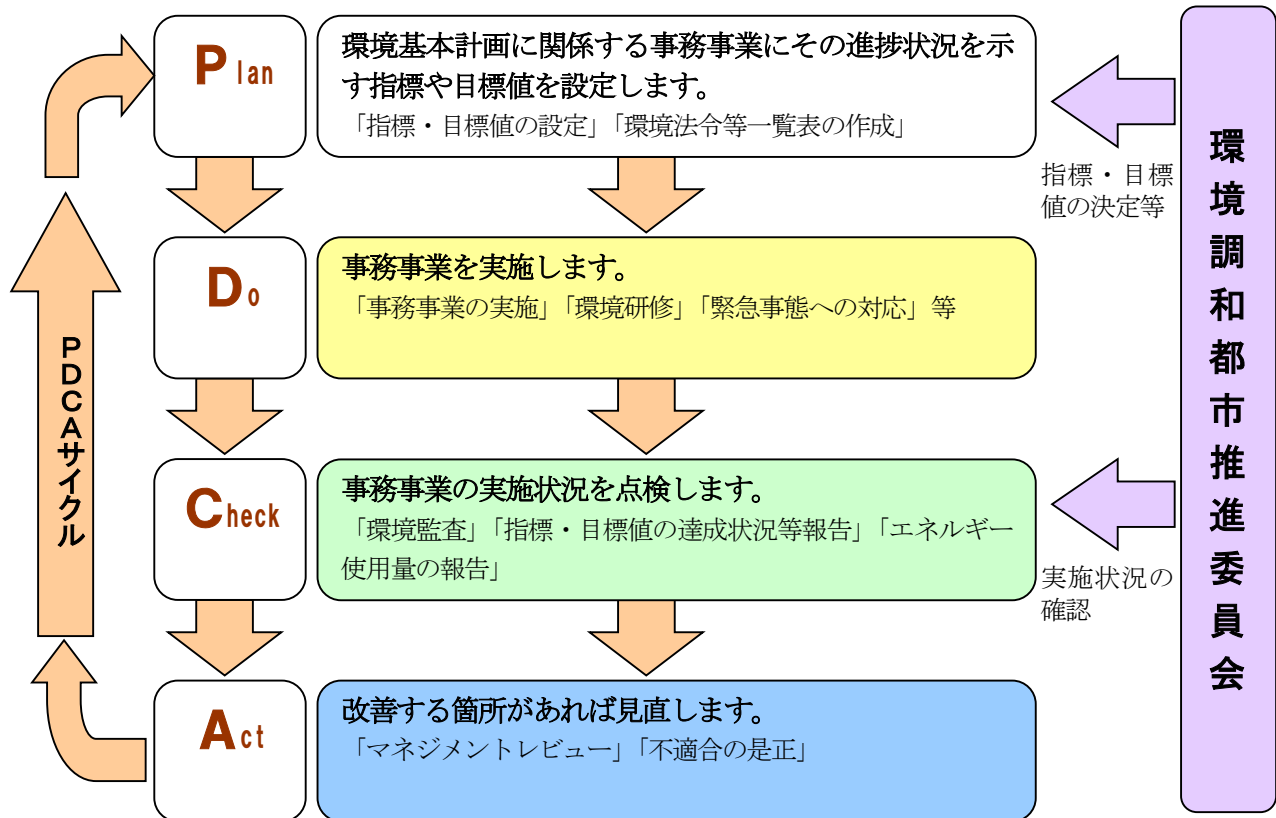
II 長野市環境マネジメントシステムについて

1 目的

長野市環境マネジメントシステム（以下「NEMS」という。）は、市長が定めた環境方針を実現するために、環境の保全及び環境負荷の低減を図り、環境に配慮した事務事業の実施を推進することを目的とします。

2 NEMSとは

NEMSは、ISO14001 規格¹等他のマネジメントシステムと同様に、「Plan—Do—Check—Act」によるマネジメントサイクルにより、市が実施する事務事業の成果及びNEMSの継続的改善を目指すものです。



3 適用範囲

(1) NEMSの実施内容等により、三つの適用範囲に分け運用します。

① 基本適用範囲

【基本範囲】

- a 対象 総務部、企画政策部、財政部、地域・市民生活部、保健福祉部、長野市保健所、こども未来部、環境部、商工観光部、文化スポーツ振興部、農林部、建設部、都市整備部、会計局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会、上下水道局
- b 実施内容 「環境法令等一覧表の作成」「エネルギー使用量の報告」「環境監査」「不適合の是正」「環境研修」「緊急事態への対応」「NEMSに関する情報の取扱」

② エネルギー使用に係る適用範囲

【エネルギー】

- a 対象 上記①aのほか、全市有施設²
- b 実施内容 「エネルギー使用量の報告」

③ 環境基本計画関連事業に係る適用範囲

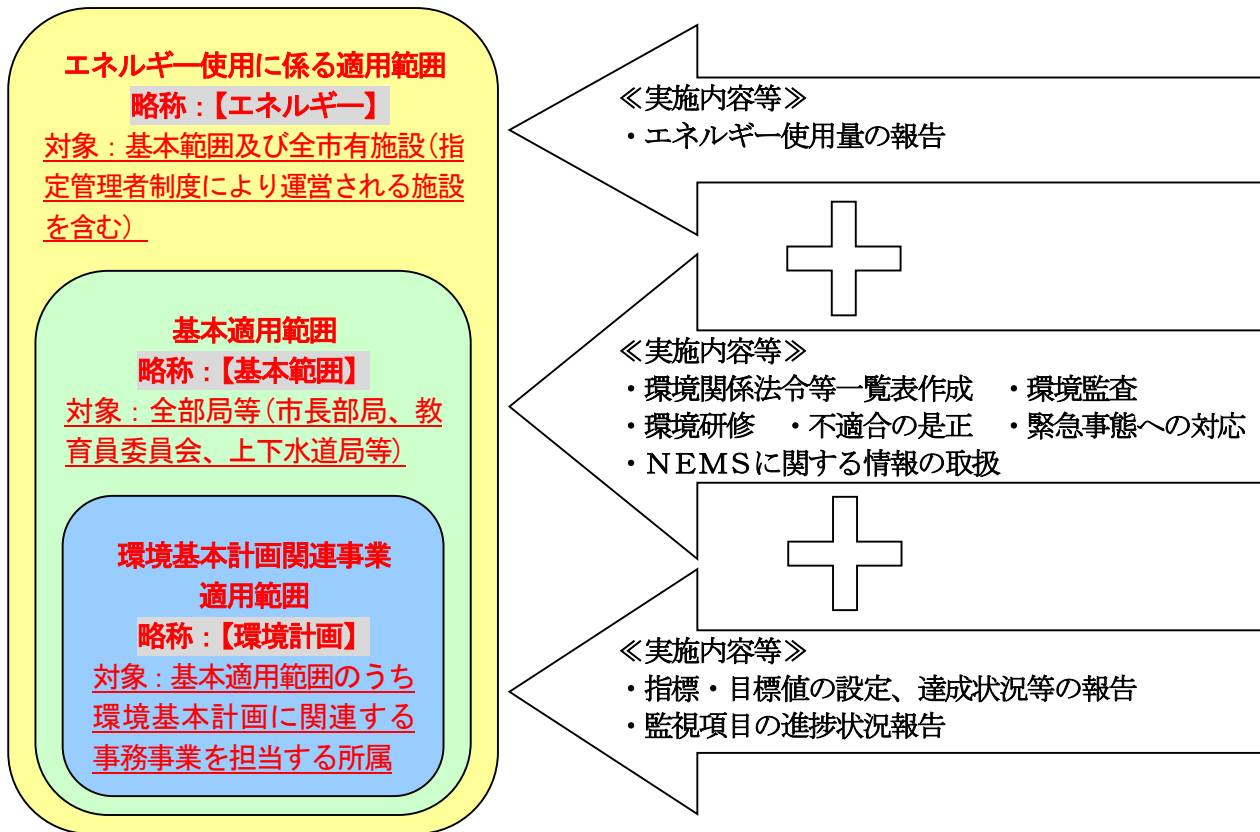
【環境計画】

- a 対象 上記①のうち、環境基本計画に関連する事務事業を担当する所属
- b 実施内容 上記①bに加え、「指標・目標値の設定」「指標・目標値の達成状況等の報告」

¹ ISO14001 規格：国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた環境管理に関する国際規格

² 全市有施設：市が直接管理する施設のほか、指定管理者制度により運営される施設を含みます。

(2) 適用範囲イメージ図



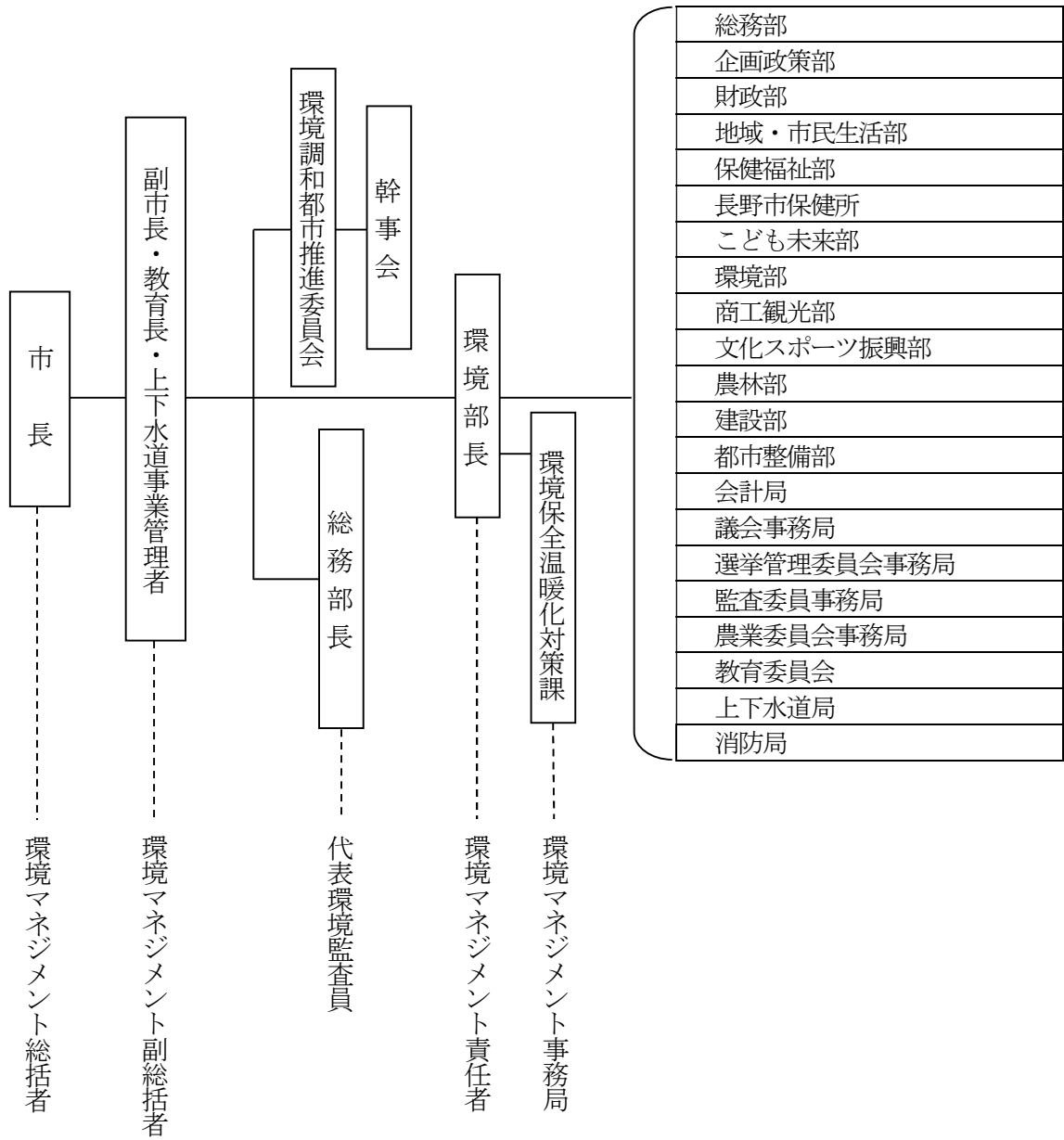
* 関連文書 別表1 環境基本計画関連事業一覧表

4 推進体制

(1) NEMSを運用するための主な役割は、次のとおりとします。

- ① 環境マネジメント総括者：市長
NEMSに関する最高責任者として、「長野市環境方針」の決定又は見直し、「市長による見直し」の実施等を行います。
- ② 環境マネジメント副総括者：副市長、教育長、上下水道事業管理者
市長の補佐及び市長に事故あるとき又は欠けたときに、その役割を代行します。
- ③ 環境調和都市推進委員会
全市有施設におけるエネルギー使用量の把握、環境基本計画に関する指標及び目標値の決定等を行います。
- ④ 環境調和都市推進委員会幹事会
必要に応じて、環境調和都市推進委員会の協議事項について事前に協議します。
- ⑤ 代表環境監査員：総務部長
環境監査の実施に関する責任者として、環境監査を実施します。
- ⑥ 環境マネジメント責任者：環境部長
NEMSの運用責任者として、NEMSに関する指示、報告等を行います。
- ⑦ 部局長
各部局におけるNEMSの運用責任者として、本マニュアルに定めた事項を行います。
- ⑧ 所属長
各所属におけるNEMSの実施責任者（施設においては、所管する所属長）として、本マニュアルに定めた事項を行います。
- ⑨ 事務局：環境保全温暖化対策課
NEMSに関する事務を行います。

(2) NEMS推進体制図



Ⅲ 実施内容等

年間スケジュール

時期	実施内容等
4～6月	<ul style="list-style-type: none">指標・目標値の達成状況等及びエネルギー使用量の報告（前年度後期分） 1 マネジメントレビュー 2 環境法令等一覧表の作成 3 指標・目標値の設定
7～8月	
9月	<ul style="list-style-type: none">環境監査員研修
10月	4 指標・目標値の達成状況等及びエネルギー使用量の報告（前期分） 5 環境監査
11月	<ul style="list-style-type: none">環境監査結果報告
12～1月	
2～3月	<ul style="list-style-type: none">不適合の是正状況の確認
随時	6 不適合の是正 7 環境研修 8 緊急事態への対応 9 NEMSに関する情報の取扱 <ul style="list-style-type: none">環境調和都市推進委員会・同幹事会

1 マネジメントレビュー

(1) 趣旨

「マネジメントレビュー」は、NEMSの最高の意思決定の場面です。市長が、環境監査結果や指標・目標値の達成状況報告等をもとに、NEMSについて大局的に状況を確認し、今後に向けた方向性等を示します。

(2) 手順等

- ① 環境部長は、市長に対し、環境監査結果や指標・目標値の達成状況等を報告するとともに、改善のための提案をします。
- ② 市長は、前項の内容及び組織を取り巻く状況等を考慮し、NEMSの見直しを検討します。
- ③ 見直しが必要な場合、市長は、環境部長に対して、その改善を指示します。
- ④ 前項の内容は、「マネジメントレビュー記録」として環境保全温暖化対策課が保管します。

*関連文書 様式1 マネジメントレビュー記録

2 環境法令等一覧表の作成 **【基本範囲】**³

(1) 趣旨

環境に大きな負荷をかける、又はかけるおそれがある事務事業及びオフィス活動（※）の実施に当たり順守すべき環境法令等⁴について、その内容、基準等を明らかにするものです。

※ 事務事業及びオフィス活動の実施に伴い環境に大きな負荷をかける、又はかけるおそれがある事項

悪臭（臭気）の発生
汚水の処理、流出
汚泥（産業廃棄物）の処理
温室効果ガスの排出（資源・エネルギーの使用）
環境配慮物品の購入
空気圧縮機・送風機からの騒音・振動の発生
公共工事の実施（温室効果ガスの排出、自然環境・地形の改変、騒音・振動・悪臭の発生、廃棄物・副産物の発生、排水、粉じんの飛散）
公用車の廃車
産業廃棄物の排出
浄化槽の管理、浄化した廃水の排出
設備機器からの騒音・振動の発生
タンク・地下タンクからの灯油・重油・軽油の流出
地下水の揚水
特定家電（エアコン・冷蔵庫・テレビなど）の廃棄
特定製品（エアコン、冷蔵・冷凍機器）に係るフロン類の回収
特別管理産業廃棄物の管理、排出
土壌への汚水の浸出
ばい煙発生施設等からの排気ガスの排出
廃棄物の排出
廃水、廃油の排出
廃PCBの保管・管理
薬品類の流出
その他、各所属で必要と判断するもの

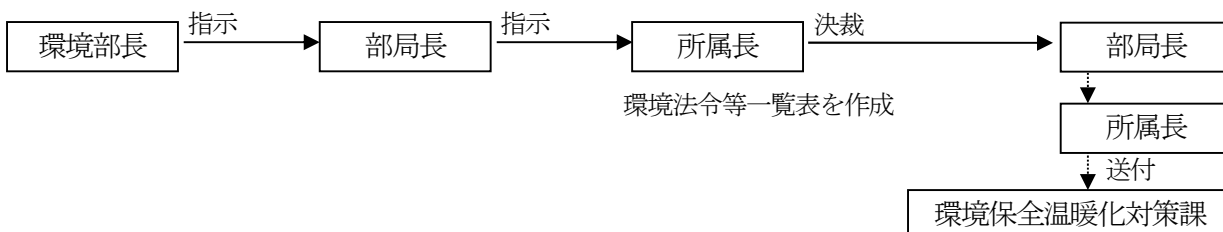
(2) 手順等

- ① 環境部長は、環境法令等について調査するよう、部局長に指示します。
- ② 部局長は、環境法令等について調査するよう、所属長に指示します。
- ③ 所属長は、環境法令等について調査し、指定管理者制度により運営される施設を含め「環境法令等一覧表」を作成し、部局長決裁の上、写しを環境保全温暖化対策課へ送付します。
- ④ 環境法令等に改正等があった場合、所属長は、「環境法令等一覧表」を見直し、「環境法令等一覧表」を更新し、部局長決裁の上、更新した「環境法令等一覧表」の写しを環境保全温暖化対策課へ送付します。

(3) 適用範囲

「基本適用範囲」の対象部局等に適用します。

(4) 環境法令等一覧表の作成及び周知フロー



* 関連文書 様式2 環境法令等一覧表

³ 実施内容において、基本適用範囲が実施する内容には【基本範囲】、エネルギー使用に係る適用範囲が実施する内容には【エネルギー】、環境基本計画関連事業に係る適用範囲が実施する内容には【環境計画】と標記しています。

⁴ 環境法令等：資源・エネルギー、大気、水、土地、廃棄物、自然等の環境に関連する法律、条例、協定等

3 指標・目標値の設定 【環境計画】

(1) 趣旨

環境基本計画に掲げる指標・目標値に係る施策の進行管理を行うため、同計画の「指標」に当該年度の目標値を設定するものです。

(2) 手順等

① 目標値の設定

- a 環境部長は、部局長に「指標」に対する当該年度の目標値を設定するよう指示します。
- b 部局長は、所属長に「指標」に対する当該年度の目標値を設定するよう指示します。
- c 所属長は、「指標」に対する当該年度における目標値を設定するとともに、「様式3 指標・目標値一覧表」の該当部分を作成し、部局長決裁の上、写しを環境保全温暖化対策課へ送付します。

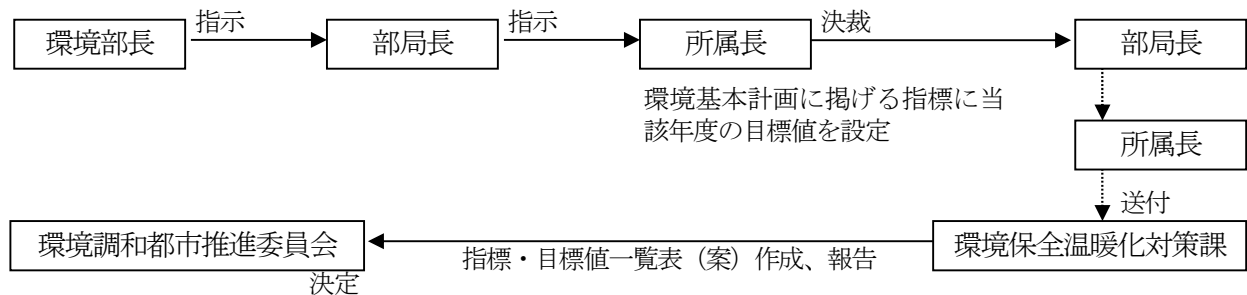
②環境保全温暖化対策課は、「指標」に対する目標値をとりまとめ、「指標・目標値一覧表」(案)を作成し、環境調和都市推進委員会に提出します。

③環境調和都市推進委員会は、「指標・目標値一覧表」(案)について協議の上、決定します。

(3) 適用範囲

「環境基本計画関連事業に係る適用範囲」に該当する部局等に適用します。なお、対象は、「別表1 環境基本計画関連事業一覧表」に掲載する事務事業とします。

(4) 指標・目標値の設定フロー



*関連文書 様式3 指標・目標値一覧表
別表1 環境基本計画関連事業一覧表
環境基本計画
環境調和都市推進委員会要綱

4 指標・目標値の達成状況、監視項目の進捗状況報告及びエネルギー使用量の報告

【環境計画】・【エネルギー】

(1) 趣旨

指標・目標値の達成状況及び環境基本計画の個別施策の進捗状況を管理・把握することにより、環境基本計画の進行管理を行うとともに、エネルギー使用量を⁵を一元的に管理することにより、省エネ法、温対法等へ対応し、また、エネルギー使用量の「見える化」を図り、エネルギー使用量の削減、地球温暖化対策に向けての基礎資料とするものです。

(2) 手順等

① 指標・目標値の達成状況 【環境計画】

- a 環境部長は、半期ごとに、「指標・目標値」の達成状況を報告するよう部局長に指示します。
- b 部局長は、所属長に「指標・目標値」の達成状況を報告するよう指示します。
- c 所属長は、「様式4-1 指標・目標値 達成状況報告書」を作成し、部局長決裁の上、写しを環境保全温暖化対策課に送付します。

② 監視項目の進捗状況 【環境計画】

- a 環境部長は、半期ごとに、環境基本計画の個別施策等を特定した「監視項目」の進捗状況を報告するよう部局長に指示します。
- b 部局長は、所属長に「監視項目」の進捗状況を報告するよう指示します。
- c 所属長は、「様式4-2 監視項目 進捗状況報告書」を作成し、部局長決裁の上、写しを環境保全温暖化対策課に送付します。

③ エネルギー使用量 【エネルギー】

- a 環境部長は、半期ごとに、「エネルギー使用量」を報告するよう部局長に指示します。
- b 部局長は、所属長に「エネルギー使用量」を報告するよう指示します。
- c 所属長は、「様式5-1 エネルギー使用量報告書（市有施設）」、「様式5-2 エネルギー使用量報告書（庁用車）」を作成し、部局長決裁の上、写しを環境保全温暖化対策課に送付します。

④ 環境保全温暖化対策課は、「様式6-1 指標・目標値 達成状況集計表」、「様式6-2 監視項目 進捗状況集計表」、「様式7 エネルギー使用量集計表」を作成し、環境調和都市推進委員会に報告します。

(3) 適用範囲

① 指標・目標値の達成状況報告

「環境基本計画関連事業に係る適用範囲」に該当する部局等に適用します。なお、対象は、「別表1 環境基本計画関連事業一覧表」に掲載する事務事業とします。

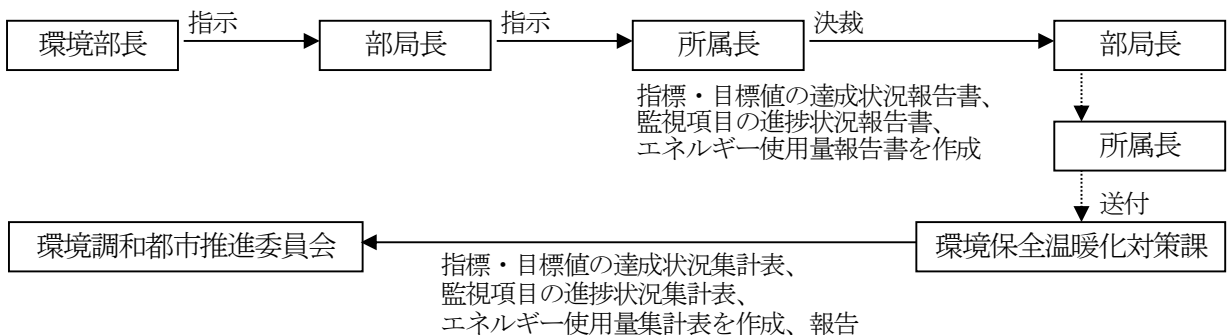
② 「監視項目」の進捗状況報告

上記(3)①と同様とします。

③ エネルギー使用量の報告

「エネルギー使用に係る適用範囲」に該当する部局等に適用します。なお、対象は、全市有施設とします。

(4) 指標・目標値の達成状況報告等のフロー



*関連文書	様式4-1	指標・目標値の達成状況報告書
	様式4-2	監視項目の進捗状況報告書
	様式5-1	エネルギー使用量報告書（市有施設）
	様式5-2	エネルギー使用量報告書（庁用車）
	様式6-1	指標・目標値の達成状況集計表
	様式6-2	監視項目の進捗状況集計表
	様式7	エネルギー使用量集計表

⁵ エネルギー使用量：市有施設の管理・運営及び事務事業の実施に伴い使用する電気、都市ガス、プロパンガス、ガソリン、軽油、灯油、天然ガス及びA重油の使用量

5 環境監査 【基本範囲】

(1) 趣旨

部局等の活動が環境法令等を遵守しているか、マニュアルに適合しているか及びNEMSに不具合がないか等について検証するものです。

(2) 手順等

「環境監査実施手順」により定期的に実施します。

(3) 適用範囲

「基本適用範囲」の対象部局等に適用します。

*関連文書 環境監査実施手順（環境部環境保全温暖化対策課）

6 不適合の是正 【基本範囲】・【環境計画】

(1) 趣旨

環境法令等への違反及びマニュアル、関連文書で規定された事項からの逸脱等に対し、原因を特定し、再発を防ぐため実施するものです。

(2) 不適合等の種類

① 不適合

a 重度の不適合

環境法令等への違反（届出の未実施、規制値の違反等）

b 軽度の不適合

(a) マニュアル及び関連文書により規定された事項からの逸脱

(b) 各指標に対して設定した当該年度の目標値の未達成（達成できないと判断された場合）

② 観察（環境監査のみ）

「重度の不適合」及び「軽度の不適合」とはならないが、改善することが好ましいもの

(3) 手順等

① 不適合

a 職員は、不適合に該当する事象が発見又は発生が予想されると判断した場合、所属長に報告します。なお、発見又は発生が予想される不適合が緊急事態の場合は、必要な対応をします。

b 所属長は、不適合の原因を調査、特定し、「様式8 不適合通知書兼是正計画書」を作成し、部局長決裁の上、写しを環境保全温暖化対策課へ送付します。

c 環境保全温暖化対策課は、「不適合是正計画」の内容を確認の上、環境部長へ報告します。

d 環境部長は、必要に応じて「不適合是正計画」の内容の見直しを指示します。

e 環境部長は、「不適合是正計画」が計画通り進んでいるか定期的に確認します。

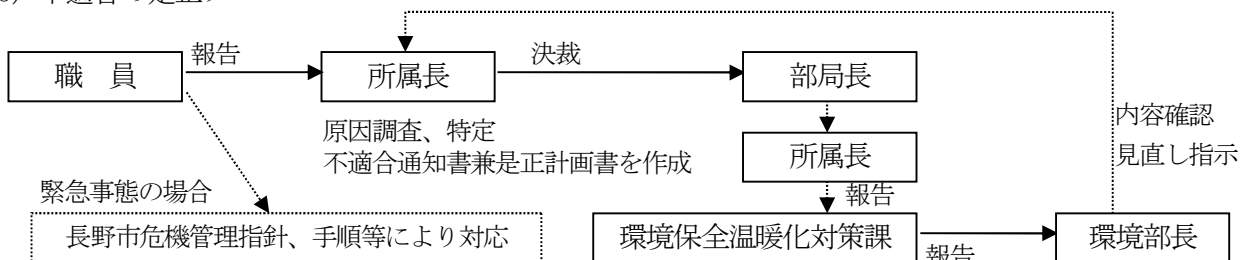
② 観察

所属長は、「観察」に該当する事象が発見された場合、部局長と協議します。協議の結果、是正する必要があると判断した場合は、上記(3)①に基づいて処理を行います。

(4) 適用範囲

「基本適用範囲」の対象部局等に適用します。

(5) 不適合の是正フロー



*関連文書 様式8 不適合通知書兼是正計画書
環境監査実施手順

7 環境研修 【基本範囲】

- (1) 趣旨
環境問題に対する理解を深めるために実施するものです。
- (2) 手順等
 - ① 職場研修
所属長は、環境に関する研修を必要に応じて「職員研修実施計画」で規定する職場研修により実施します。
 - ② 全体研修
環境部長は、管理職等を対象に環境に関する研修を実施します。
- (3) 適用範囲
「基本適用範囲」の対象部局等に適用します。

* 関連文書 職員研修実施計画（総務部職員研修所）

8 緊急事態への対応 【基本範囲】

- (1) 趣旨
環境に大きな負荷をかける、又はかけるおそれがある環境関連の緊急事態⁶に対応するためのものです。
- (2) 手順等
 - ① 緊急事態には、「長野市危機管理指針」により対応します。
 - ② 緊急事態が想定される業務、設備、施設等においては、あらかじめ緊急事態に対応するための「手順」を作成するものとします。なお、「手順」は、既存のマニュアル等で代用することができます。
- (3) 適用範囲
「基本適用範囲」の対象部局等に適用します。

* 関連文書 長野市危機管理指針（総務部危機管理防災課）
施設の管理マニュアル等の手順（所属）

⁶ 緊急事態：①施設管理や設備機器類の運転・管理及び保管する薬品類の漏えい等により発生することが予想される下記に関連する非常事態、②その他、各所属の業務に伴い緊急事態の発生が想定される事項等。

汚水の処理、流出	設備機器からの騒音・振動の発生	廃水、廃油の排出
公共工事の実施（騒音・振動、廃棄物等の発生、排水、粉じんの飛散）	タンク・地下タンクからの灯油・重油・軽油の流出	廃PCBの保管・管理
産業廃棄物の排出	特別管理産業廃棄物の管理、排出	薬品類の流出
臭気（悪臭）の発生	土壌への汚水の進出	その他、各所属で必要と判断するもの
浄化槽の管理、浄化した廃水の排出	ばい煙発生施設等からの排気ガス排出	

※参考 緊急事態に対応するための「手順」には、①緊急事態や事故が想定される業務名や設備・施設名、②最も起こりやすいと考えられる事故や緊急事態の種類と発生規模、③緊急事態が発生したときの組織体制と責任者、対応時の主要要因リスト、組織内部・外部関係者に対する情報伝達方法、④緊急事態の予防策と発生したときの対応方法、⑤緊急事態を引き起こすことが予想される保管物質等がある場合は、その物質の保管情報、⑥緊急事態対応のための定期テスト（訓練）の実施計画、⑦その他、緊急事態への対応に必要な事項等の記載が必要とされます。

9 NEMSに関する情報の取扱 **【基本範囲】**

(1) 趣旨

NEMSを運用する上で必要な情報の取扱について定めるものです。

(2) 手順等

① 内部

a NEMSを運用する上で必要な情報の伝達は、部長会議、部課長会議、環境調和都市推進委員会及び職場会議のほか、長野市行政情報系ネットワークシステム（全庁ネットワーク）への掲載により行います。

b 職員からのNEMSに関連する意見・提案等は、環境保全温暖化対策課で受け付け、内容により環境部長又は環境保全温暖化対策課長が対応します。

② 外部

NEMSに関する情報の伝達は、広報及びホームページへの掲載等により行います。

③ 要望、質問等

ながの未来トーク、みどりのはがき、カトウさんへの提案ポスト等外部からの要望及び質問等の内容にNEMSに関する情報が含まれる場合は、その内容を環境保全温暖化対策課に伝達します。

(3) 適用範囲

「基本適用範囲」の対象部局等に適用します。

*関連文書 「ながの未来トーク」実施要領（企画政策部広報広聴課） 「みどりのはがき」実施要領（企画政策部広報広聴課） 「みどりのはがき～電子メール～」実施要領（企画政策部広報広聴課） 「カトウさんへの提案ポスト」実施要領（企画政策部広報広聴課） 長野市情報公開条例 各所属で定めた手順

IV マニュアル等

1 マニュアルの制定等

(1) 環境部長は、マニュアルの制定、改定及び配布を行います。

(2) マニュアルに規定のない事項については、環境部長が別に定めます。

2 文書管理

(1) マニュアルで定める様式等の関連文書は、ファイリングシステムの手引の規定にそって管理します。

(2) 関連文書の保存年限は、法令等に定めがある場合を除き3年とします。

*関連文書 長野市行政情報取扱規程 長野市事務決裁規程 文書事務の手引 ファイリングシステムの手引
--

V これまでの経過等

1 ISO14001 規格への取組

本市における環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）への取組は、平成12年6月のISO14001規格の認証取得に向けての「取組宣言」から始まります。平成13年3月に「環境方針」、9月に「長野市環境マネジメントマニュアル」（以下「マニュアル」）を制定し、10月からEMSの運用を開始しました。

その後、同年11月の第一段階登録審査及び平成14年1月の第二段階登録審査を経て、1月25日にISO14001規格の認証を取得（審査登録機関へ登録）しました。当初は、本庁舎、支所、清掃センター、公民館等計52施設を適用範囲としていましたが、学校給食センターや市町村合併により拡大した市域に設置された支所、公民館等を適用範囲に加えながら、毎年の定期維持審査と3年に1回の更新審査を受審し、ISO14001規格に適合しているとの認証を受けてきました。

ISO14001規格の認証を取得後7年が経過し、EMSの運用が定着してきたこと、認証維持に係る費用面等を考慮し、また、効率的なEMSへの再構築を見据え、平成21年1月6日から「自己適合宣言⁷」による運用へ移行しました。

2 成果及び課題

約10年にわたるISO14001規格に適合したEMSの運用により、環境負荷の少ない事務事業が実施されるようになったこと、職員の環境に対する意識が向上したこと、施設・設備等の管理手順が整い、管理体制が整備されたこと等一定の成果を上げることができました。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」）や地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」）の改正等により地球温暖化対策の枠組みが強化されました。本市においても、これまでEMSの適用範囲としていなかった施設への対応が必要となりました。

地球温暖化対策を始めとする環境問題に対しては、長期にわたる取組とともに、変化に対し柔軟に対応することが必要です。EMSについても同様に、より柔軟性のあるものへ継続的に改善することが求められます。

これらのことから、平成22年3月の「マネジメントレビュー」により、市長から本市の実情にあった簡素で効率的な「新たな環境マネジメントシステム」の構築が指示されました。

3 環境マネジメントシステムの見直し

「マネジメントレビュー」を受け、平成23年1月開催の環境調和都市推進委員会幹事会及び同年2月開催の環境調和都市推進委員会にて必要な事項を協議し、同月開催の部長会議にて、「事務事業評価に環境の視点を追加すること」、「エネルギー使用量を一元的に管理すること」、「適用範囲を拡大すること」、「公共工事に係る環境配慮の拡大を検討すること」、及び「重複事務の解消」、「各種調査の廃止」等の方針が決定されました。

そして、平成23年4月から「新たな長野市環境マネジメントシステム（NEMS）」として、本市独自のEMSをスタートし、随時見直しを行いながら運用しています。

⁷ 自己適合宣言：ISO14001規格との適合を示す方法の一つであり、審査登録機関の審査を受けて認証を取得する方法によらず、自らが規格に適合していることを宣言するもの

VI 改訂履歴

履歴	主な改訂内容
改定 平成24年4月1日	<p>I 環境方針：第二次長野市環境基本計画の施行等に伴う変更</p> <p>II-1 目的：新規追加</p> <p>II-3 適用範囲、II-4 推進体制：組織・機構の見直しに伴う部局の追加・変更。適用範囲拡大（豊野学校給食センター、上下水道局サービスセンター）に伴う変更</p> <p>III-2 環境法令等一覧表の作成：「環境法令等」の定義の明確化</p> <p>III-3 指標・目標値の設定、III-4 指標・目標値の達成状況及びエネルギー使用量の報告：第二次長野市環境基本計画の施行等に伴う変更</p> <p>III-6 不適合の是正：観察を不適合項目から除外</p> <p>III-8 緊急事態への対応：「緊急事態」の定義の明確化</p>
改定 平成25年4月1日	平成25年4月1日付けの行政機構改革に伴う改定
改定 平成26年4月1日	平成26年4月1日付けの行政機構改革に伴う改定
改定 平成27年4月1日	平成27年4月1日付けの行政機構改革に伴う改定 III-2 環境法令等一覧表の作成：指定管理者制度により運営する施設を含め作成
改定 平成28年4月1日	平成28年4月1日付けの行政機構改革に伴う改定 II-3 (2) 適用範囲イメージ図の変更 II-4 (2) NEMS推進体制図の変更 III-2 (2) ③ 部局長決裁の上、を追加 III-2 (2) ④ 部局長決裁の上、を追加 III-2 (4) 環境法令等一覧表の作成及び周知フローに、部局長及び所属長を追加
改定 平成29年4月1日	平成29年4月1日付けの行政機構改革に伴う改定 長野市環境方針：第二次長野市環境基本計画後期計画の施行に伴う変更 III-9 元気なまちづくり市民会議、みどりのはがきを、生き生き〇〇（地区） みんなでトーク、みどりのはがき、カトウさんへの提案ポストに変更 III-9 関連文書内 元気なまちづくり市民会議を、生き生き〇〇（地区） みんなでトークに変更し、「カトウさんへの提案ポスト」実施要領（企画政策部広報広聴課）を追加
改定 平成30年4月1日	平成30年4月1日付けの行政機構改革に伴う改定 III-9 生き生き〇〇（地区） みんなでトークを、ながの未来トークに変更 III-9 関連文書内 生き生き〇〇（地区） みんなでトークを、ながの未来トークに変更
改定 平成30年10月1日	II長野市環境マネジメントシステムについての明確化 II-3 (2) 適用範囲イメージ図の変更 III実施内容の適用範囲の明確化 別表1 基本適用範囲の削除及び別表2 環境基本計画関連事業一覧表から別表1に変更
改定 平成31年4月1日	平成31年4月1日付けの行政機構改革に伴う改定